

慶應義塾は、創立者福澤諭吉が述べた「気品の泉源、智徳の模範」たることを期して設立された学塾としての目的と使命とを忘れることなく、教育・研究・医療への貢献に資するために、以下の内部統制システム（理事の職務執行が法令および慶應義塾規約に適合し、業務の適正を確保するための体制）の整備に関する基本方針を定め、学校法人としての組織の統制およびその健全な運用を確保することを旨とする。

塾長は、本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を総理し、その実効性を確保する役割を担う。すべての理事および教職員は、各部門の業務に本方針を適用し、適宜見直しや改善を行うことで、より適正かつ実効性のある内部統制システムの構築に努める。

## 1 経営に関する管理体制

- (1) 慶應義塾は慶應義塾規約、評議員会運営規則、理事会運営規則、常任理事会細則、稟議規程を定め、評議員会、理事会、常任理事会の役割、権限および体制を明確にし、適切にこれらの運用を行う。
- (2) 慶應義塾は評議員会を最高議決機関とし、理事会を評議員会に付議しなければならない事項を除いた一切の塾務の執行機関とする。常任理事会は、塾長の職務権限に基づく一切の塾務について審議し、かつ常務について決議する。評議員会、理事会および常任理事会は定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (3) 評議員会、理事会、常任理事会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に関する情報については、慶應義塾規約、評議員会運営規則、理事会運営規則、常任理事会細則、慶應義塾文書取扱規程、慶應義塾文書保存規程および稟議規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。

## 2 リスク管理に関する体制

慶應義塾危機管理・安全対策統括本部規程に基づき、対応方法等を明確にしたうえで、塾長を責任者とするリスク管理体制を構築する。各業務にかかわるリスクについては、法令および慶應義塾の諸規程等に基づき、各部署が自律的に管理することを基本とする。経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、評議員会および理事会で審議し、必要に応じて対策等を決定する。

ア 慶應義塾個人情報保護基本方針および慶應義塾個人情報保護規程を定め、個人情報の保護と適切な管理を行う。

イ 災害、事故その他の緊急時に備え、慶應義塾防災規程等を定めるとともに、継続的な教育および定期的な訓練を実施する。

ウ 研究活動について、研究費の適正経理、研究不正の防止および知的財産保護を確保するため、規程等を定めるとともに必要な措置を講じる。

エ 情報セキュリティ対策について、慶應義塾情報セキュリティ基本方針および慶應義塾情報セキュリティ対策基本規程を定め、情報の機密性・完全性・可用性の維持に努め、その向上を目指す。

## 3 コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事および教職員の職務執行が法令ならびに慶應義塾規約に適合することが確保された体制を整備するため、理事は慶應義塾規約に理事の義務を定め、教職員はコンプライアンスに関する規定を定める。
- (2) コンプライアンス意識の醸成および定着を推進するため、不正防止等にかかわる教育および啓発活動を継続して実施し、周知徹底を図る。
- (3) 法務およびコンプライアンスを担当する部署として、法務部を設置する。
- (4) 法令違反行為または医療安全上の問題について早期発見・是正措置を図るため、慶應義塾公益通報者の保護等に関する規程を定め、匿名相談可能な公益通報受付窓口を塾内・塾外に設置し、その処理体制を整備する。通報窓口等に対しコンプライアンスに関する相談または違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

(5) ハラスメント防止のために、基本方針およびガイドラインを定め、ハラスメント防止のための企画・連絡・調整・広報、およびハラスメント行為に関する相談・調査・調停・仲裁等を行う。

#### 4 監査環境の整備

- (1) 監事の監査業務の適正性を確保するために、慶應義塾監事監査規程を定める。また同規程の改廃については監事と協議を行うものとする。
- (2) 監事は、評議員会、理事会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- (3) 監事は、重要な書類および情報について、整備・保存・管理・開示状況等、情報保存管理体制および情報開示体制の監査を行う。
- (4) 業務の適正および効率性を確保するために、業務を執行する各部署からの独立性を有する業務監査室を設置し、業務を執行する各部署の職務執行状況等を定期的に監査する。

#### 5 内部統制の点検・評価

内部統制の有効性について各部門にて日常的に自己点検を行う。また、内部統制の有効性の監視・評価は、慶應義塾監事監査規程に基づく監事が行う監査、および業務監査室規程に基づく業務監査により行う。

#### 6 本方針の改廃

本方針の改廃は、評議員会および理事会の決議によるものとする。